

報道関係者 各位

平成 29 年 9 月 21 日

【照会先】

小田原労働基準監督署

監督課長 中村高康

安全衛生課長 柏原周造

電話 0465-22-7151

(夜間) 0465-22-7152

平成 29 年 8 月末現在の労働災害発生状況を公表

～製造業及び運輸交通業で墜落・転落災害が増えています～

小田原労働基準監督署（署長 岛崎雅夫）は、このたび、平成 29 年 8 月末現在の当署管内（小田原市、南足柄市、足柄上郡及び足柄下郡の 2 市 8 町）の労働災害発生状況を分析しましたので、公表します。

平成 29 年 8 月末現在、死亡災害は発生しておらず、休業 4 日以上の労働災害（以降、労働災害という）は前年同期を 1 件下回りました。

しかし、業種別では、製造業及び運輸交通業が大幅に増加しており、当該業種の労働災害を事故の型別で分類すると、「墜落・転落」の増加が著しく、労働災害の態様では、製造業では、はしごや脚立からの「墜落・転落」、運輸交通業では、荷台からの「墜落・転落」が多数を占める状況でした。

このような状況を踏まえ、当署では、労働災害防止団体に労働災害防止対策の徹底の要請したほか、はしごや脚立からの墜落・転落災害の防止措置及び荷役作業中の労働災害防止措置の周知に取り組んでいきます（別添参照）。

（平成 29 年 8 月末現在の労働災害発生状況の概要）

1 労働災害発生状況

平成 29 年 8 月末現在の労働災害による死傷者数は 177 人であり、前年同期の 178 人に比べ 1 人 (0.6%) の減少となったものの、製造業では、27 人（前年同期 17 人、58.8% 増）、運輸交通業では、23 人（前年同期 14 人、64.3% 増）と大幅に增加了。

2 事故の型別

製造業では、「墜落・転落」が 7 人（前年同期 0 人）、運輸交通業では、「墜落・転落」が 7 人（前年同期 3 人）と大幅に增加了。

4 労働災害の態様

製造業及び運輸交通業の「墜落・転落」について、製造業では、7 人のうち、6 人が、はしごや脚立等からの墜落・転落、運輸交通業では、7 人のうち、4 人がトラックの荷台からの墜落・転落であった。

(参考)

労働災害の分類は、厚生労働省では、労働災害防止対策との結びつけを強め、可能な限り簡明に把握するため、労働災害を「事故の型」と「起因物」により分類しています。事故の型は、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象をいい、事故の型の一つである「墜落・転落」は、人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいいます。

製造業及び運輸交通業で墜落・転落災害が増加しています！

平成 29 年 8 月末現在、小田原労働基準監督署管内の労働災害（休業 4 日以上）は 177 件発生しており、前年同期と比較して 1 件減少しているものの、業種別では、製造業でプラス 10 件（前年同期 59% 増）、運輸交通業でプラス 9 件（前年同期 64% 増）と大幅に増加しています（図 1 及び表 1 参照）。

これらの業種の「事故の型」別の発生状況をみると、製造業、運輸交通業とも、「墜落・転落」が著しく増えています（図 2 及び 3 参照）。労働災害の態様では、製造業では、墜落・転落災害のうち、はしごや脚立からの墜落・転落が全体の 86% を占め、運輸交通業では、墜落・転落災害のうち、トラックの荷台からの墜落・転落が全体の 57% を占めています。はしごや脚立の安全な使用方法は、厚生労働省が作成した「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」、荷役災害の安全対策は、「荷役作業での労働災害を防止しましょう」のパンフレットに記載されていますので（別添参照）、小田原労働基準監督署又はインターネットから入手できます。

(図 1)

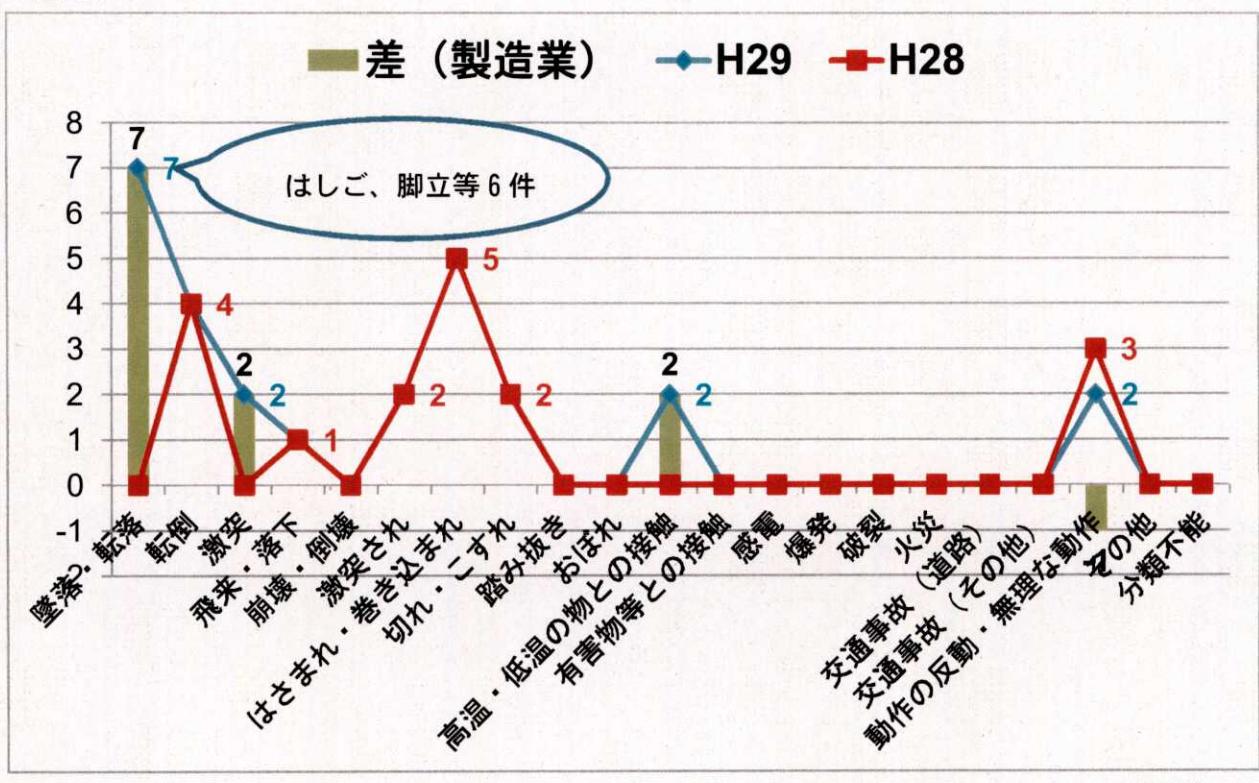


(表 1)

労働災害発生件数 (29. 8月末現在)			
	H29	H28	差
製造業	27	17	10
鉱業	1	0	1
建設業	20	19	1
運輸交通業	23	14	9
貨物取扱	4	4	0
農林業	5	7	-2
畜産・水産業	1	0	1
商業	24	24	0
金融広告業	1	0	1
映画・演劇業	0	0	0
通信業	8	7	1
教育研究	0	3	-3
保健衛生業	12	25	-13
接客娯楽	26	33	-7
清掃・と畜	20	19	1
官公署	1	1	0
その他の事業	4	5	-1
合計	177	178	-1

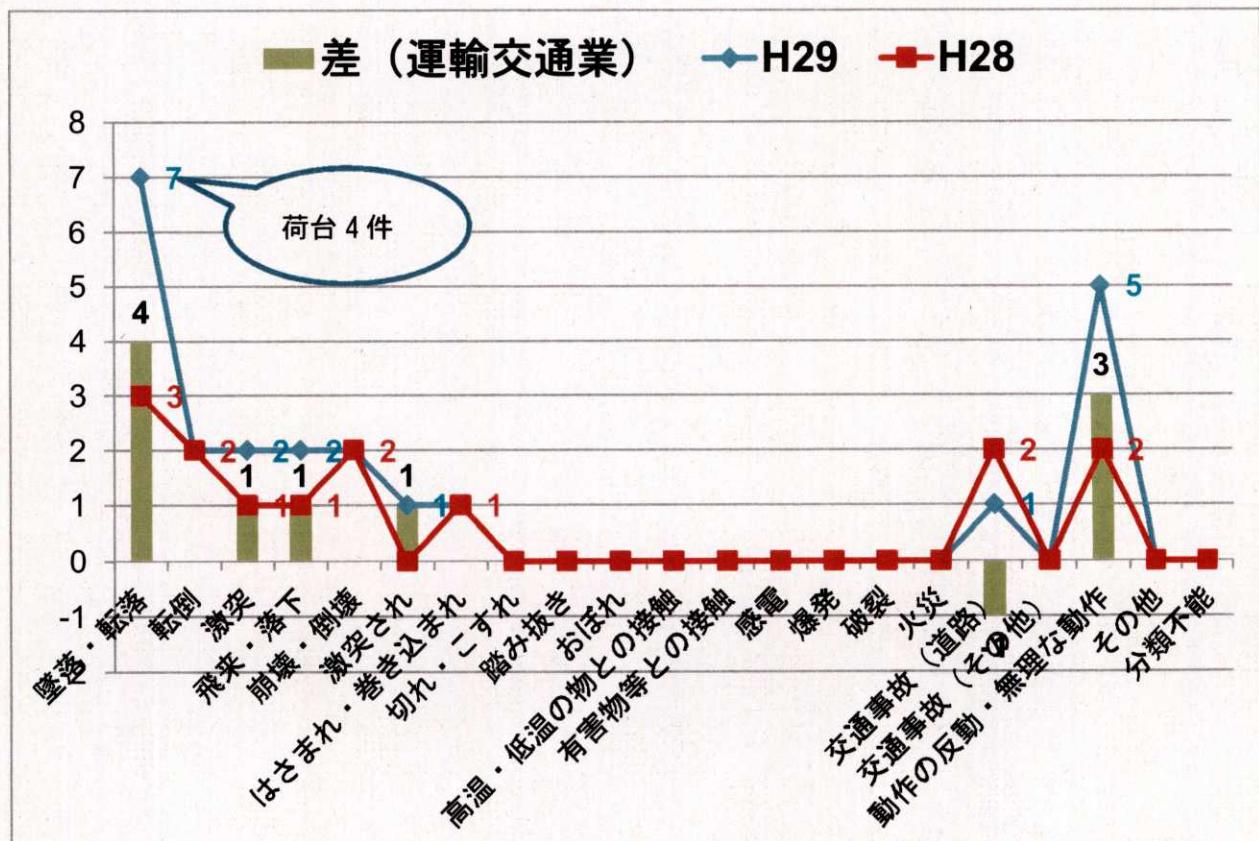
(単位 人)

(図 2)



(単位 人)

(図 3)



(単位 人)

労働者、
雇用主の
皆さんへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント 1 はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。▶▶▶ P 2 参照

ポイント 2 はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。▶▶▶ P 3 参照

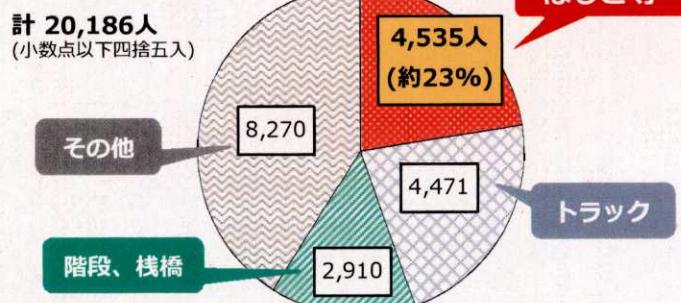
ポイント 3 はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても墜落防止用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。▶▶▶ P 4 参照

統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い
(平成23年～27年 5年平均)

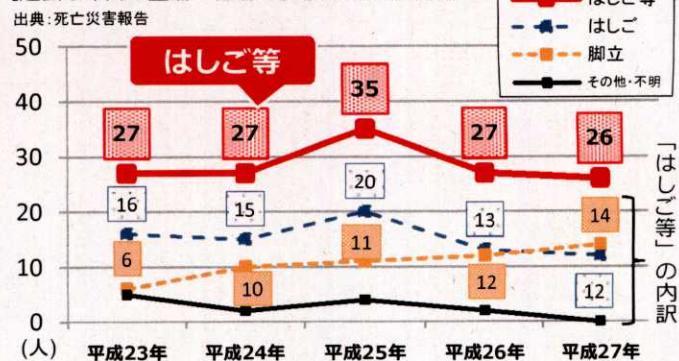
【墜落・転落による休業4日以上の被災労働者数】
出典：労働者死傷病報告



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの
墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】

出典：死亡災害報告

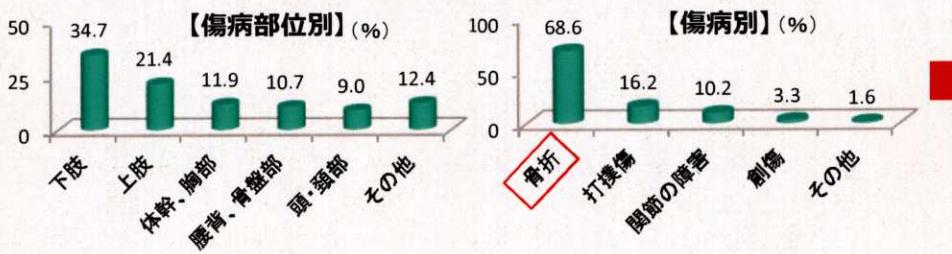


参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

参考：「菅間敦、大西明宏、脚立に起因する労働災害の分析、労働安全衛生研究、Vol.8、No. 2, pp. 91-98、労働安全衛生総合研究所、2015年」

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

はしご

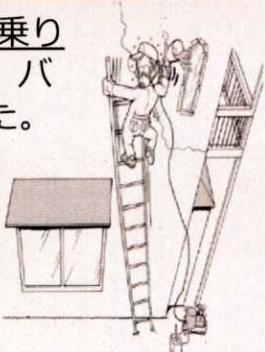
脚立

No. 1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

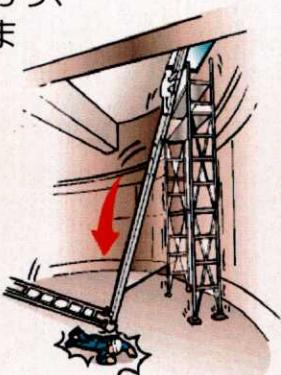


No. 2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。

ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。また、滑り止め箇所の点検を怠らない。



No. 3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。（耐滑性の低い靴を使用）

ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。



No. 1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

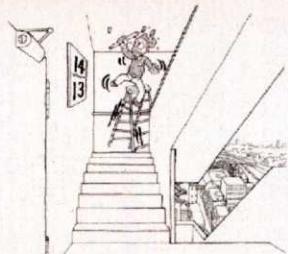


No. 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。

ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。なお、脚立にまたがっての作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。



No. 3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。

ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。



（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2

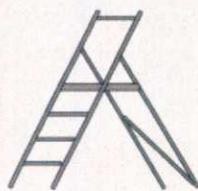
はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の使用自体を避けられないですか？**
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？（※）**

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば 安全

立てかける位置は
水平で、傾斜角75°、
突き出し60センチ
以上となっている
ことを確認



しっかり
固定！

指差し呼称のポイント

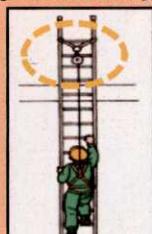
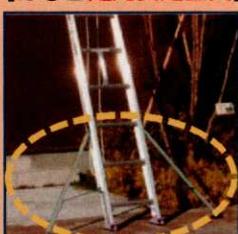
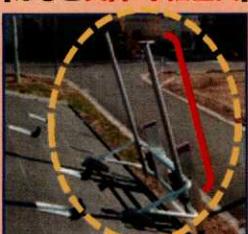
「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

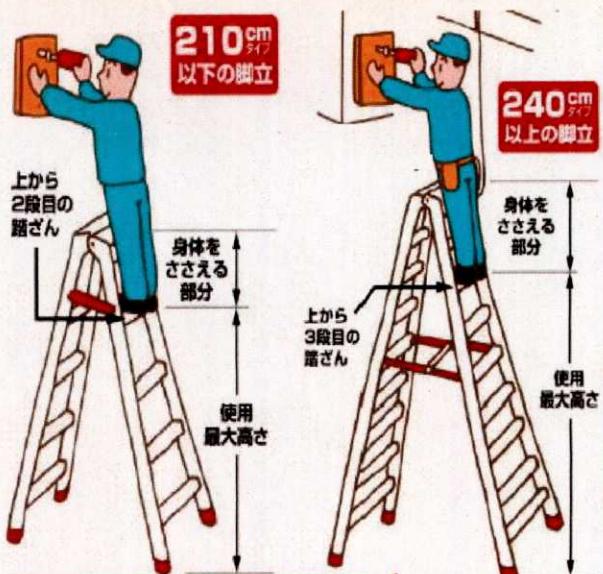
こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】

安全ブロック
(ストラップ式の
墜落防止器具)



脚立の安全使用のポイント



©軽金属製品協会
(無断転用禁止)

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

ポイント3

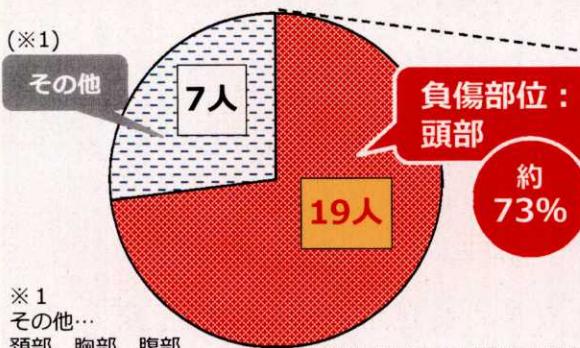
必ずヘルメットを着用してください

参考

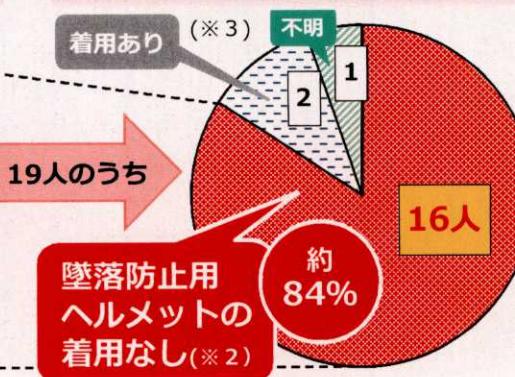
頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落防止用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計）

出典：災害調査復命書

①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落防止用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



※2…①あご紐の着用が不十分で墜落中にヘルメットが外れた場合、②飛来・落下用のみのヘルメットを着用していた場合を含む。

※3…着用ありのケースでは、墜落高さがいずれも4mを超えている。

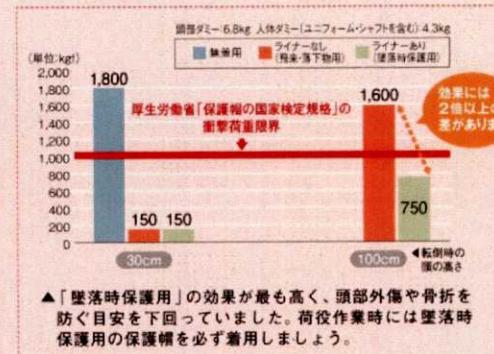
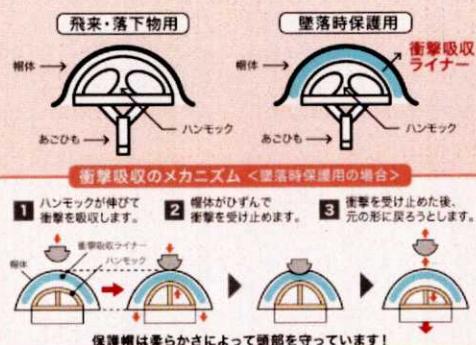
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品をいいます。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望されます。

ここでは着用効果を知るために、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。

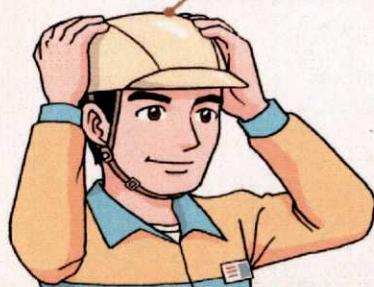
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会（JHMA）<http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用！

（着用時
5つのポイント）



特に①と③を忘れずに！
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

①「墜落時保護用」を使用すること

② 傾けずに被ること

③ あご紐をしっかりと、確實に締めること

④ 破損したものは使わないこと

⑤ 耐用年数を守ること

1 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱にくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。
(H29.3)

荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害については、最近5年間で増加傾向にあります。特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者のみならず、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者だけで、荷役作業の安全対策を講じることは困難ですので、荷主などの皆様も、陸運事業者と連携して、荷役災害の防止に取り組んでいただくようお願いします。

荷役作業場所のチェックリスト

荷主などの皆様は、ガイドラインの内容が十分行われているかを確認するため、4ページ目の「荷役作業場所のチェックリスト」を活用してください。

荷役作業における労働災害防止のポイント

安全管理体制について

○荷役作業の担当者を指名してください

荷主等の事業場の安全管理者等の中から、荷役作業の担当者を指名してください。この担当者には、陸運事業場と荷役作業についての連絡調整や、陸運事業者と連携した荷役作業の労働災害防止対策に関する事項を行わせてください。

○陸運事業者と安全衛生協議組織を設置してください

反復・定期的に荷の運搬を発注する陸運事業者と合同の安全衛生協議組織を設置してください。安全衛生協議組織では、荷台等からの墜落・転落災害の防止対策の協議や、合同での荷役作業の巡視等を行ってください。

荷役作業における労働災害防止の基本対策

- 荷役作業を陸運事業者に行わせる場合は事前に通知してください

- 余裕を持った着時刻を設定してください

荷役時間、荷待ち時間、貨物自動運転車の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定（弾力的な設定）をしてください。

- 荷役場所を安全に作業が行えるようにしてください

荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ雨風が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業ができる状況を保持してください。

墜落・転落対策

- 墜落・転落防止のための施設等を用意してください

荷主等が管理する施設について、できるだけプラットホーム、荷台への昇降設備等の墜落・転落災害防止のための施設、設備を用意してください。また、荷主等が管理する設備において、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置してください。

フォークリフトによる労働災害の防止対策

- 陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合、最大荷重にあった資格を持つことを確認してください

- 所有するフォークリフトの定期自主検査を実施してください

- フォークリフト使用のルールの決定や安全対策を行ってください

荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール(制限速度、安全通路等)を定め、労働者の見やすい場所に掲示してください。また、荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路の区分、構内制限速度の掲示、通路の資格部分へのミラー設置等を行い、運転者に通知してください。

クレーン等による労働災害の防止対策

- 陸運事業者の労働者にクレーン等を貸与する場合、つり上げ荷重にあった資格を持つことを確認してください

- 所有するクレーン等の定期自主検査を実施してください

- 陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合、設置場所について必要な情報を周知し、転倒防止のための敷鉄板を準備してください。

コンベヤーによる労働災害の防止対策

- コンベヤーをまたぐ必要がある場所には、踏切橋等を設けてください

コンベヤーによる労働災害の防止対策

- コンベヤーをまたぐ必要がある場所には、踏切橋等を設けてください

ロールボックスパレット等により労働災害防止対策

- 移動経路の整理整頓をお願いします

荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の者との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓してください。

- 床や地面の凹凸や傾斜ができるだけなくしてください

転倒、腰痛等の労働災害防止対策

- 荷役作業場所の整理整頓し、床の凹凸などつまづきの原因ができるだけなくしてください

- 段差解消、手すりの設置、床面の防滑対策を講じる等に取り組んでください。

- 人力荷役をする場合、できるだけ機械・道具を使って作業するよう施設、設備の改善を行ってください

安全衛生教育

- 改善基準告示の概要を発注担当者に周知してください

運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定してください。

- 荷役機械等に関する安全衛生教育を行ってください

改善基準告示について（労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」）

トラック運転者の労働時間の改善を図る改善基準告示を陸運事業者が守れるよう、余裕を持った着時刻の指定、荷待ち時間の短縮化等に取り組んでください。

- ・トラックの運転時間は1日9時間まで(2日平均)
- ・拘束時間(運転時間や荷待ち時間等の合計)は1日13時間が基本 等

陸運事業者との連絡・調整

- 陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください

- 配送先における荷卸しの役割分担において明確にしておいてください

配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結する関係にない場合が多くなっています。このため、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運事業者に通知してください。

- 陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、陸運事業者の荷役災害防止の担当者に對し、安全作業連絡書(4ページ目参照)の内容を通知してください

荷役作業現場のチェックリスト

作業	チェック項目	対応状況	解説
荷役作業の契約に当たって	荷の積み卸し作業（荷役作業）は ①荷主、運送業者のどちらが行うのか明確にしているか ②運送業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達されているか		・荷主等と運送業者との間で、あらかじめ役割分担を明確にしておくこと（運送引受書の発送）。 ・荷主から、運送業者に、運送業者からドライバー等に対し、 安全作業連絡書 を活用し、荷役作業に関する情報が伝達されていること。
荷役作業に用いる機械、用具について	荷の積卸し作業に ①フォークリフト、クレーンなどを用いるか ②ロールボックスパレットを用いるか ③台車などを用いるか	ロールボックスパレットについて詳しくは 下記URLをご覧ください	・フォークリフト、クレーン等の使用に当たっては、資格が必要であること。 ・使用するフォークリフト、クレーン等は、検査、点検等により異常がないものとすること。
荷役作業を行う場所について（その1：基本的事項（転倒防止の対策を含む。））	荷の積卸し作業を行う場所は ①通行人が作業場所に立ち入ることはないか ②作業に必要十分な広さか ③整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策を実施しているか ④明るい場所か ⑤風・雨が当たらない場所か ⑥（ミラーの設置などによって）死角部分はないか		・荷役運搬機械と人が接触することのないよう、通路を分けること。 ・照度や通気・換気に配慮すること。
荷役作業を行う場所について（その2：特に墜落防止のための設備対策）	トラックの荷台からの墜落防止のために ①荷台との段差のないプラットフォームがあるか ②荷台の外側に設ける仮設の作業床を用意しているか ③安全帯の取付設備はあるか ④荷台への昇降設備（昇降装置、踏台など）を用意してあるか		・トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、できるだけこれらの項目にあけたような対策を講じることが望まれる。
作業者の服装について	荷の積卸し作業を行う者は ①保護帽を着用しているか ②安全靴を着用しているか ③手袋を着用しているか		・保護帽は墜落・転落防止用のもの ・作業場所に合せて、耐滑性（すべり防止）、屈曲性（しなやかで運動性が高い）のある安全靴
荷台への昇降方法について	荷台への昇降時に ①昇降設備（手すり付き）を用いているか ②三点確保を実行しているか		・三点確保：手足の4点のどれかを動かすときに残り3点で確保すること。
荷台での作業方法について	荷台での作業時に ①不安定な荷の上を移動していないか ②ラッピング、ラベル貼りなどの作業を荷や荷台上で行っていないか ③安全帯を使用しているか ④荷台端附近で、背を荷台外側に向けて作業していないか ⑤荷台のあおりに乗って作業を行っていないか ⑥荷台上の作業者が、フォークリフトや荷に挟まるおそれはないか		・陸運事業者のドライバーの不適切な作業については、現場の荷役作業担当者等による指導を徹底すること。

安全作業連絡書（例）

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日()	取卸作業月日	月 日()
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所	1. 室内 2. 室外	1. 室内 2. 室外	
	1. 荷主専用荷場 2. トラック停車場 3. その他()	1. 荷主専用荷場 2. トラック停車場 3. その他()	
荷	品名 (危険・有害性)	有・無()	
	数量		
積	総重量 kg (kg/個)		
	積付 1. バラ 2. パレット 3. その他()		
積込作業	作業の分担 1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取卸作業 1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	
	作業者数 名	作業者数 名	
積込荷役機械	使用荷役機械 1. フォークリフト 2. その他()	使用荷役機械 1. フォークリフト 2. その他()	
	免許資格等 4. その他()	免許資格等 4. その他()	
その他特記事項 ※ 作業時には安全靴、保護帽を着用のこと			

このパンフレットについて詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧いただかく、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ 荷役作業での労働災害を防止しましょう！

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130605-2.html>

ロールボックスパレットについて詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル～安全に作業するための8つのルール～

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098500.html>

荷役作業 荷主等

検索

ロールボックスパレット 厚生労働省

検索

平成29年 業種別労働災害発生状況

小田原

労働基準監督署

(平成29年8月末現在)

業種	当年 (平成29年)	前年 (平成28年)	増減数	増減率
01 食料品製造	2 (0)	5 (0)	-3 (0)	-60.0%
02 繊維工業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
03 衣服その他の繊維	1 (0)	0 (0)	1 (0)	-
04 木材・木製品	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
05 家具・装備品	1 (0)	0 (0)	1 (0)	-
06 パルプ等	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0.0%
07 印刷・製本	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
08 化学工業	10 (0)	3 (0)	7 (0)	233.3%
09 窯業土石	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0.0%
10 鉄鋼業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
11 非鉄金属	2 (0)	1 (0)	1 (0)	100.0%
12 金属製品	2 (0)	0 (0)	2 (0)	-
13 一般機械器具	0 (0)	1 (0)	-1 (0)	-100.0%
14 電気機械器具	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
15 輸送機械製造	1 (0)	3 (0)	-2 (0)	-66.7%
16 電気・ガス	2 (0)	0 (0)	2 (0)	-
17 その他の製造	3 (0)	1 (0)	2 (0)	200.0%
01 製造業小計	27 (0)	17 (0)	10 (0)	58.8%
02 鉱業小計	1 (0)	0 (0)	1 (0)	-
01 土木工事	7 (0)	5 (0)	2 (0)	40.0%
01 鉄骨・鉄筋家屋	3 (0)	0 (0)	3 (0)	-
02 木造家屋建築	6 (0)	0 (0)	6 (0)	-
03 建築設備工事	0 (0)	1 (0)	-1 (0)	-100.0%
09 その他の建築工事	3 (0)	10 (0)	-7 (0)	-70.0%
02 建築工事	12 (0)	11 (0)	1 (0)	9.1%
03 その他の建設	1 (0)	3 (0)	-2 (0)	-66.7%
03 建設業小計	20 (0)	19 (0)	1 (0)	5.3%
01 鉄道等	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0.0%
02 道路旅客	5 (0)	5 (0)	0 (0)	0.0%
03 道路貨物運送	16 (0)	7 (0)	9 (0)	128.6%
04 その他の運輸交通	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
04 運輸交通業小計	23 (0)	14 (0)	9 (0)	64.3%
01 陸上貨物	4 (0)	4 (0)	0 (0)	0.0%
02 港湾運送業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
05 貨物取扱小計	4 (0)	4 (0)	0 (0)	0.0%
01 農業	2 (0)	3 (0)	-1 (0)	-33.3%
02 林業	3 (0)	4 (0)	-1 (0)	-25.0%
06 農林業小計	5 (0)	7 (0)	-2 (0)	-28.6%
01 畜産業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
02 水産業	1 (0)	0 (0)	1 (0)	-
07 畜産・水産業小計	1 (0)	0 (0)	1 (0)	-
01 卸売業	3 (0)	2 (0)	1 (0)	50.0%
02 小売業	18 (0)	17 (0)	1 (0)	5.9%
03 理美容業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
04 その他の商業	3 (0)	5 (0)	-2 (0)	-40.0%
08 商業	24 (0)	24 (0)	0 (0)	0.0%
01 金融業	1 (0)	0 (0)	1 (0)	-
02 広告・あっせん	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
09 金融広告業	1 (0)	0 (0)	1 (0)	-
10 映画・演劇業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
11 通信業	8 (0)	7 (0)	1 (0)	14.3%
12 教育研究	0 (0)	3 (0)	-3 (0)	-100.0%
01 医療保健業	4 (0)	5 (0)	-1 (0)	-20.0%
02 社会福祉施設	7 (0)	18 (0)	-11 (0)	-61.1%
03 その他の保健衛生	1 (0)	2 (0)	-1 (0)	-50.0%
13 保健衛生業	12 (0)	25 (0)	-13 (0)	-52.0%
01 旅館業	17 (0)	19 (0)	-2 (0)	-10.5%
02 飲食店	6 (0)	7 (0)	-1 (0)	-14.3%
03 その他の接客	3 (0)	7 (0)	-4 (0)	-57.1%
14 接客娯楽	26 (0)	33 (0)	-7 (0)	-21.2%
15 清掃・と畜	20 (0)	19 (0)	1 (0)	5.3%
16 官公署	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0.0%
01 派遣業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
02 その他の事業	4 (0)	5 (0)	-1 (0)	-20.0%
17 その他の事業	4 (0)	5 (0)	-1 (0)	-20.0%
合計	177 (0)	178 (0)	-1 (0)	-0.6%

※ 各欄左側の数字は休業4日以上の災害件数、右側()内は死亡災害件数(内数)